

保発第 0315001 号
平成 18 年 3 月 15 日

厚生労働省保険局長

小児弱視等の治療用眼鏡等に係る療養費の支給について

標記については、今般、中央社会保険医療協議会において、新たな技術として保険適用することが承認されたことから、小児の弱視、斜視及び先天白内障術後の屈折矯正（以下「小児弱視等」という。）の治療用として用いる眼鏡及びコンタクトレンズ（以下「治療用眼鏡等」という。）に係る取扱いを下記のとおりとするので、関係者に対し周知徹底を図るとともに、その実施に遺憾のないよう御配慮願いたい。

記

1. 小児弱視等の治療用眼鏡等による治療を行なう対象は、9 歳未満の小児とすること。
2. 小児弱視等の治療用眼鏡等について療養費として支給する額は、児童福祉法の規定に基づく補装具の種目、受託報酬の額等に対する基準（昭和 48 年厚生省告示第 187 号）別表 1 交付基準中に定められた年齢階層別の装具の価格の 100 分の 103 に相当する額を上限とし、治療用眼鏡等の作成又は購入に要した費用の範囲内とすること。
3. 本通知による取扱いは、平成 18 年 4 月 1 日から適用すること。